

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月24日

香 川 県 教 育 委 員 会

**香川県教育委員会規則第14号**

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和29年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1の2 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の調整基本額表 (第8条の2関係)		別表第1の2 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の調整基本額表 (第8条の2関係)	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
1級	<u>9,100円</u>	1級	<u>8,900円</u>
2級	<u>11,200円</u>	2級	<u>11,000円</u>
特2級	<u>11,700円</u>	特2級	<u>11,500円</u>
3級	<u>12,300円</u>	3級	<u>12,100円</u>
4級	<u>13,300円</u>	4級	<u>13,100円</u>
別表第1の3 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける職員の調整基本額表 (第8条の2関係)		別表第1の3 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける職員の調整基本額表 (第8条の2関係)	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
1級	<u>8,500円</u>	1級	<u>8,400円</u>
2級	<u>11,100円</u>	2級	<u>10,900円</u>
特2級	<u>11,400円</u>	特2級	<u>11,200円</u>
3級	<u>11,900円</u>	3級	<u>11,700円</u>
4級	<u>12,900円</u>	4級	<u>12,700円</u>

附 則

この規則は、平成26年12月25日から施行し、改正後の別表第1の2及び別表第1の3の規定は、同年4月1日から適用する。